

## 品目別、国・地域等別の残留農薬基準値表の見方について

農薬の使用方法や残留農薬基準値は、それぞれの国が、農産物の栽培実態や病害虫の種類などの特性を踏まえ、科学的根拠に基づく審査によって定めています。したがって、同じ農薬成分であっても使用方法などが異なる国においては、日本と残留農薬基準値が異なる場合があります。

この表は我が国で広く生産されている15品目（コメ、りんご、ぶどう、もも、なし、かんきつ（かんきつ類、温州みかん）、いちご、かき、メロン、ながいも、かんしょ、茶、トマト、たまねぎ）について、輸出先国等（Codex、香港、台湾、韓国、中国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、インド、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、EU、英国、ロシア、アラブ首長国連邦）における残留農薬基準値の有無、設定がある場合にはその残留農薬基準値を調査することで、輸出の参考としていただくために作成しました。

本表において、

- (1) 輸出先国に残留農薬基準値がある場合には、その基準値
  - (2) 輸出先国に残留農薬基準値がない場合には、
    - (ア) 一律の残留農薬基準値（0.01 mg/kg など）
    - (イ) 「不検出」（検出限界未満）
    - (ウ) 「基準値なし」（ネガティブリスト制度で基準値が設定されていない。原則使用可能。）
    - (エ) 「対象外」（ポジティブリスト制度で規制の対象外。原則使用可能）
- のいずれかの表記となっています。

「登録の有無」は日本における当該成分を有効成分とする農薬の登録の有無、「適用の有無」は日本における当該成分を有効成分とする農薬の当該作物への適用の有無を示しています。ありの場合「○」、なしの場合「×」としており、登録がありかつ適用がある農薬成分の場合、水色で表示しています。

我が国における農薬の安全性などの情報については、下記 URL をご参照ください。（農薬コーナー）

<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>

（農薬に関するよくある質問）

<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/attach/pdf/index-3.pdf>

### ○ 調査対象品目（15品目）

コメ、りんご、ぶどう、もも、なし、かんきつ（かんきつ類、温州みかん）、いちご、かき、メロン、ながいも、かんしょ、茶、トマト、たまねぎ

### ○ 調査対象国・地域等（国際基準及び20か国・地域）

日本、Codex、香港、台湾、韓国、中国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、インド、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、EU、英国、ロシア、アラブ首長国連邦

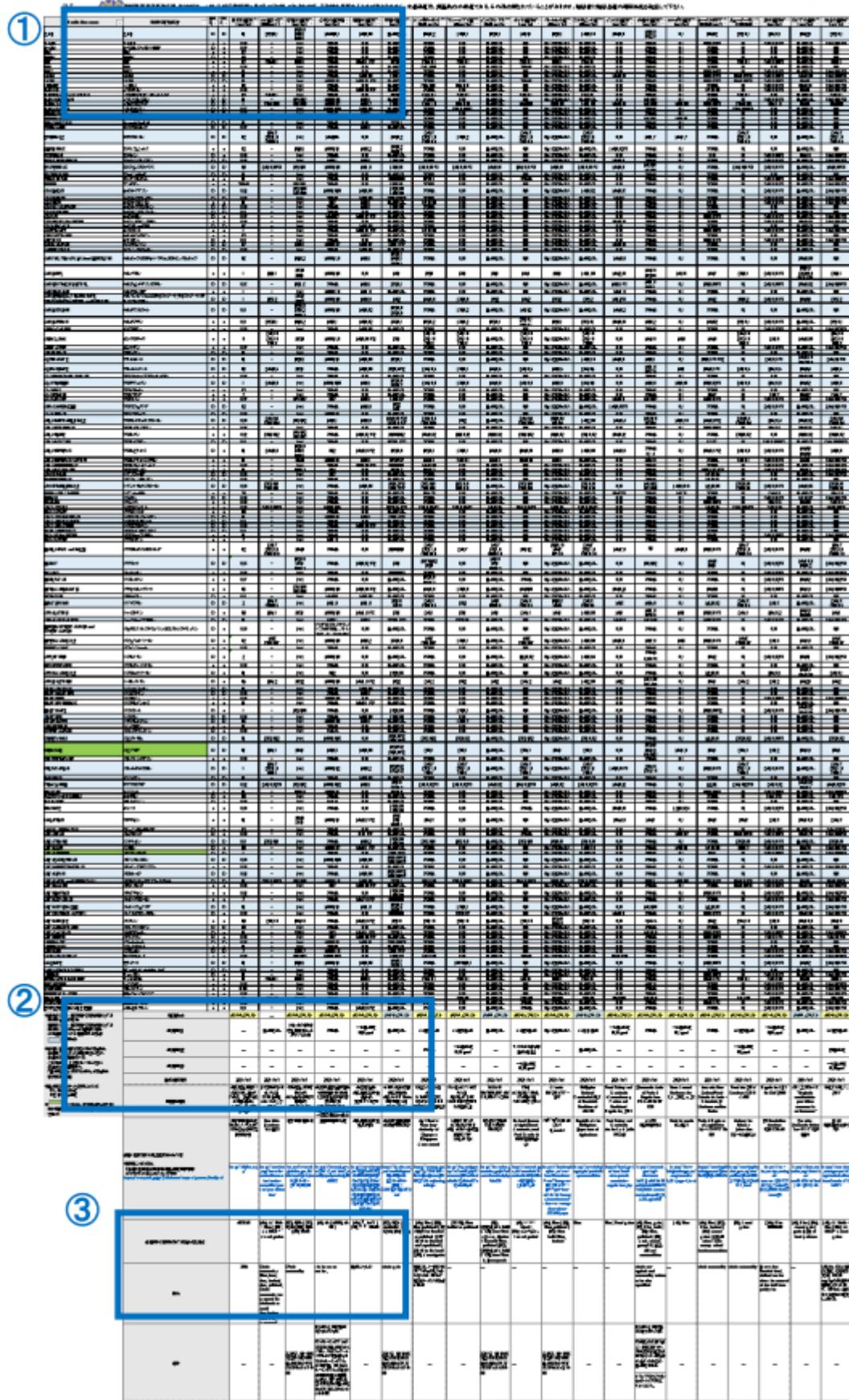
※これらの調査対象国・地域等については、残留農薬基準値の関連法規を入手する方法やWEBサイト等も紹介しています。

○ 調査対象農薬成分

調査対象品目に対し、日本において残留農薬基準値の設定がある農薬成分

- 基準値の調査頻度 令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 3 月 1 日まで各月 1 日に合わせて調査を実施し、毎月更新します。前月 1 日時点からの更新があった農薬成分は「前月比較での更新情報」を参照ください。

※残留農薬基準値は各国・地域等の web サイト等各種情報に基づいて作成しておりますが、本基準値は、調査時点の数値であり、その後変更されていることがあります。輸出前に輸出先国の関係法規を確認してください。



The image shows a screenshot of a very large Excel spreadsheet. The data is organized into numerous columns and rows. Three specific sections are highlighted with blue boxes and numbered 1, 2, and 3.

- Section 1:** Located in the top-left corner, this area contains a dense grid of data. A blue box highlights a rectangular region of approximately 10 columns and 10 rows. The data consists of small, dark text, likely representing numerical values or codes.
- Section 2:** Located in the middle-left area, this section features a green horizontal bar spanning several rows. Below this bar, a blue box highlights a rectangular region of approximately 10 columns and 5 rows. The data here is also in small, dark text.
- Section 3:** Located in the bottom-left area, this section contains a blue box highlighting a rectangular region of approximately 10 columns and 10 rows. The data is in small, dark text.

The rest of the spreadsheet is filled with more data, though it is not highlighted. The overall appearance is that of a technical or financial dataset.

「登録の有無」は当該成分を有効成分とする農薬の登録の有無、「適用の有無」は当該成分を有効成分とする農薬の当該作物への適用の有無を示しています。

① ありの場合「〇」、なしの場合「×」としており、登録がありかつ適用がある農薬成分の場合、水色で表示しています。

Pesticides name	農薬の有効成分	日本	ヨーロッパの基準値 (mg/kg)	CODEXの基 準値(mg/kg)	香港の基準値 (mg/kg)	米国の基準値 (mg/kg)	韓国の基準値 (mg/kg)
2,4-D	2,4-D	○	○	0.1	【銀】0.1	【米】0.1	【米】0.05
2,4-DB	2,4-DB	×	×	0.02	—	【食】	不検出
4-CPA	4-クロルフェノキシ酢酸	○	×	0.02	—	【食】	不検出
BHC	BHC	×	×	0.2	—	【食】	不検出
DEDDO	DEDDO	○	×	0.5	—	【食】	不検出
DDT	DDT	×	×	0.2	【銀】0.1	【銀】0.1	【銀】0.1
DDM	DDM	×	×	0.02	—	【食】	不検出
DDT-D	DDT-D	×	×	0.1	—	【食】	不検出
MCDDA	MCDDA	○	○	0.1	—	【食】	不検出
MCDDB	MCDDB	○	○	0.1	—	【食】	不検出
ENDUANE	ENDUANE	○	○	0.4	—	【食】	不検出
IMAZALIL	イマザリル	×	×	0.05	—	【食】	不検出
IMAZETHAPYR AMMONIUM	イマゼチアピルアンモニウム塩	×	×	0.2	【米】0.1	【食】	不検出
IMAZOSULFURON	イマゾスルホロン	○	○	0.1	—	【銀】0.02	【米】0.1
MONOCLOPYRD	モノクロピルド	○	○	1	【銀】0.06	【銀】0.05	【米】0.2
MONOCOTADINE	モノコタジン	○	○	0.03	—	【食】	不検出
MONODEAN	モノデアン	○	○	0.05	—	【食】	不検出
NEVERBURN	ネバーバーン	○	○	0.05	—	【食】	不検出

各国に残留農薬基準値の設定が無い場合は、各国で定められた優先順位に従い各基準値が適用されます。

※ 例えば、農薬残留基準値が設定されていない物質で、Codexで基準値が設定されているものは、その基準値が適用され、Codex基準値にも設定されていないものは、不検出としている国もあります。

2

●当該の有効成分が当該成分を有効成分とする農業の有効成分	規定期式	ポンティリスト	—	ポンティリスト	ポンティリスト	ポンティリスト	キティリスト
速成の有効成分	優先順位1	—	基準達なし	[合]: 実物申請書主査書によるリスク評価	不検出	一律基準値 (0.01 ppm)	基準達なし
速成の有効成分	優先順位2	—	—	—	—	—	—
速成の有効成分	優先順位3	—	—	—	—	—	—
基準値付記日	2021/9/1	2021/9/1	2021/9/1	2021/9/1	2021/9/1	2021/9/1	2021/9/1
●基準値に付された記号について ※1:検出基準値 ※2:検定基準値	開港地場等	食品安全法第11条第1項に基づく商品、添加物等の標榜基準書A:食品安全一般の成分規格	INTERNATIONAL FOOD STANDARD CAC/WRI, 2-2011	公衆衛生及介護政策科 中華民国107年9月12日修正刊布衛部令 食品安全衛生監督規範 第107-002309号 修正第6部第3章付表 五万九千五百五十五	食品安全衛生監督規範 第107-002309号 修正第6部第3章付表 五万九千五百五十五	食品安全法 食品安全基準 告示 第2017-102号	中华人民共和国 食品安全法 食品安全基 准 告 示 第2017-102号
●色のセルは、有機農産物の日本農林規格において使用可能な有効成分を表す。							

各国の残留農薬基準値の関連法規は、残留農薬基準値を設定する上の品目名や検体が日本と異なるため、関連法規を直接確認する際はこちらを参考にしてください。

3

各国資料等で検索する場合の品目名	米(玄米)	[米]: 00 0649 - Rice   [穀]: GC 0080 - Cereal grains	[穀]: 稲穀   [玄]: 糙米   [精]: 精米   [穀]: 穀類	[米]: 米   [米類]: 米類	[米]: 玄米   [穀]: 糙米   [穀類]: 穀類	[穀]: 稲穀   [米]: 大米(米)   [玄]: 糙米   [穀]: 谷物
検体	玄米	Whole commodity Rice, bran, rice, husked, rice, polished: Whole commodity as prepared for wholesale or retail distribution Rice bran, processed	Whole commodity	the forms on market.	脱穀したもの	whole grain